

改正の概要

建設工事等の入札における入札条件及び指示事項（No.30）

1 土木系工事における猛暑対策（建設工事）

施工時間の変更にあたり、関係機関や地元等との調整が必要な場合は、受発注者が連携して対応することとした。その他文言の修正等をするもの。

・改正箇所

別紙2 建設工事に関する指示事項26

2 猛暑対策（建設コンサルタント業務等）

建設コンサルタント業務等において、夏季作業（5月～9月）の予定がある場合、契約後速やかに猛暑対策として、以下(1)～(3)の措置について、受発注者で協議することとした。

- (1) 熱中症対策に係る費用の計上
- (2) 作業時間の変更
- (3) 委託期間の変更

・追加箇所

別紙4 建設コンサルタント業務等に関する指示事項11

3 施行期日

令和8年5月1日

(No.30) 建設工事等の入札における入札条件及び指示事項

新旧対照表 (案)	
新：令和8年5月1日～	旧：令和7年8月1日～令和8年4月30日
別紙2 指示事項 (建設工事中)	別紙2 指示事項 (建設工事中)
<p>第1条～第25条 省略</p> <p>2.6 土木系工事における猛暑対策</p> <p>夏季作業(5～9月)の予定がある場合、受注者は、契約後速やかに猛暑対策として以下(1)～(4)の措置を講じるか否かについて、発注者と協議を行うこと。</p> <p>(1) 熱中症対策に係る現場環境改善費の計上</p> <p>エアコンや大型扇風機の設置など、現場の施設や設備に関するものについて実施する。費用については、現場環境改善費を積み上げ計上する。</p> <p>※詳細は山口県の「土木系工事における現場環境改善費の実施要領」を参照のこと</p> <p>(2) 熱中症対策に係る現場管理費の補正</p> <p>塩飴や経口補水液、空調服など、主として作業員個人に対する対策を実施する。</p> <p>費用については、工事期間中の日最高気温又は暑さ指数(WBGT)の状況に応じて、現場管理費を補正する。</p> <p>(3) 施工時間の変更</p> <p>気温が高い時間帯を避けるため、社会的影響のない範囲内で施工時間を変更する。</p> <p>施工時間の変更に当たり、関係機関や地元等との調整が必要となる場合は、受発注者が連携して対応すること。</p>	<p>第1条～第25条 省略</p> <p>2.6 土木系工事における熱中症対策</p> <p>夏季作業(5～9月)の予定がある場合、受注者は、契約後速やかに熱中症対策として以下(1)～(4)の措置を講じるか否かについて、発注者と協議を行うこと。</p> <p>(1) _____現場環境改善費の計上</p> <p>エアコンや大型扇風機の設置など、現場の施設や設備に関するものについて実施する。費用については、現場環境改善費を積み上げ計上する。</p> <p>※詳細は山口県の「土木系工事における現場環境改善費の実施要領」を参照のこと</p> <p>(2) _____現場管理費の補正</p> <p>塩飴や経口補水液、空調服など、主として作業員個人に対する対策を実施する。</p> <p>費用については、工事期間中の日最高気温又は暑さ指数(WBGT)の状況に応じて、現場管理費を補正する。</p> <p>(3) 施工時間の変更</p> <p>気温が高い時間帯を避けるため、社会的影響のない範囲内で施工時間を変更する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

新旧対照表 (案)

新：令和8年5月1日～	旧：令和7年8月1日～令和8年4月30日
別紙2 指示事項 (建設工事用)	別紙2 指示事項 (建設工事用)
<p>(例：通常8時～17時の施工時間を6時～15時、<u>又は</u> 深夜時間帯(22時～5時)に変更、通常8時間の作業を6時間に短縮するなど)</p> <p>(4) 工期の変更</p> <p>猛暑により計画どおり施工できないことが想定される場合は、工期を延伸する。</p>	<p>(例：通常8時～17時の施工時間を6時～15時、<u>または</u> 深夜時間帯(22時～5時)に変更、通常8時間の作業を6時間に短縮するなど)</p> <p>(4) 工期の変更</p> <p>猛暑により計画どおり施工できないことが想定される場合は、工期を延伸する。</p>

(No.30) 建設工事等の入札における入札条件及び指示事項

新旧対照表 (案)	
新：令和8年5月1日～	旧：令和7年8月1日～令和8年4月30日
別紙4 指示事項 (建設コンサルタント業務等用)	別紙4 指示事項 (建設コンサルタント業務等用)
第1条～第10条 省略 <u>1.1 猛暑対策</u> <u>夏季作業(5～9月)の予定がある場合、受注者は、契約後速やかに猛暑対策として以下(1)～(3)の措置を講じるか否かについて、発注者と協議を行うこと。</u> <u>(1) 熱中症対策に係る費用の計上</u> <u>エアコンや大型扇風機の設置など、現場の施設や設備に関するものについて実施する。費用については、見積により諸経費を積み上げ計上する。</u> <u>(2) 作業時間の変更</u> <u>気温が高い時間帯を避けるため、社会的影響のない範囲内で作業時間を変更する。</u> <u>作業時間の変更に当たり、関係機関や地元等との調整が必要となる場合は、受発注者が連携して対応すること。</u> <u>(例：通常8時～17時の作業時間を6時～15時、又は深夜時間帯(22時～5時)に変更、通常8時間の作業を6時間に短縮するなど)</u> <u>(3) 委託期間の変更</u> <u>猛暑により計画どおり作業できないことが想定される場合は、委託期間を延伸する。</u>	第1条～第10条 省略 <u>(新設)</u>

附 則

令和8年5月1日から施行する。